

那覇市介護予防・日常生活支援総合事業

同居家族等がいる場合の生活援助の導入の流れについて

1. 対象サービス

- ① 訪問型従前相当サービス

身体介護と生活援助が混在する場合（標準的なサービス）も提出が必要です。

- ② 訪問型サービス・活動 A

2. 基本的な取り扱い

那覇市では、上記のサービスにおいて、生活援助を導入するにあたり、同居家族がいる場合の生活援助については原則算定できませんが、同居家族がいても個々の状況に応じてやむを得ない事情がある場合については、算定できるものとしております。

介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）に位置付ける場合は、サービス開始前に地域包括支援センターへ生活援助確認書を提出し、算定の可否を判断してもらった上で、サービス導入を行う必要があります。

3. サービス提供可否の判断にあたっての考え方

(1)同居家族の考え方

- ① 同じ家屋に家族等が住んでいる場合
- ② 二世帯住宅、あるいは同じ建物に家族等が住んでいる場合
(玄関の別、建物の内部がつながっている等家屋の構造は問わない。)
- ③ 同一敷地内または隣接する敷地に家族等が住んでいる場合
(玄関の別、建物の内部がつながっている等家屋の構造は問わない。)
- ④ 別居の家族等が週に何日か泊まって介護を行っている場合
- ⑤ その他、日常的に介護が行える家族等がいる場合
- ⑥ 友人知人が日常的に介護（生活援助）をしている場合
(安否確認等は含まれませんが、日常的な生活援助は、同居家族に準じます。)

(2)同居家族がいる場合の生活援助の導入にあたって

同居家族がいる場合、原則生活援助の算定はできません。ただし、同居家族が「障がい」や「疾病」等により家事等ができない場合または以下の具体例に挙げるような状況の場合は算定できるものとしています。

具体例

- ① 同居家族が障がい、疾病や要介護等の認定を受けていて、家事等が困難なとき
 - ・ 障がい、疾病や要介護等の事実のみでもって生活援助を算定することは認められません。
 - ・ 障がい名、疾病名、要介護度を明らかにしたうえで、できること、できないこと、できそうなことを明確にし、導入の判断をしてください。なお、同居家族等の疾病に関することは、その主治医に確認する必要はありません。
- ② 障がいや疾病はないが、同様のやむを得ない事情で家族による家事が困難であるとき
 - ア) 高齢による筋力低下があり困難な家事がある場合
※単に高齢ということのみでもって生活援助の導入はできません。
 - イ) 家族による困難な家事があり、代替手段もない場合
※家族等が担えない場合でも、インフォーマルサービス等代替手段の活用についても必ず検討してください。「単にやったことがない」といった理由は該当しません。
 - ウ) 安全面や健康面、衛生面からみて必要性が高い場合
例)「呼吸疾患等により日常的に室内の清潔保持が必要（担当医からの指示あり）だが、家族は仕事で帰宅が遅いため、こまめな掃除ができない」
「自力排泄は可能だが、ほぼ毎回トイレを汚してしまうため、その都度の掃除が必要」等。
 - エ) 時間が限定され、その時間に家族などの支援が得られない場合
例)「食事の準備や服薬の確認等、家族不在の時間帯であっても定期的に行われなければならないことがある」
 - オ) 家族等に無理に介護を行わせることで介護負担が重くなり、健康面に支障がでる等いわゆる「共倒れ」になる恐れがある場合
- ③ 同居家族との関係において、極めて深刻な問題があり、援助ができないとき
 - ・ 介護放棄や修復不能なこじれ等は該当しますが、単にやった事がない、遠慮があつて頼みにくい等は該当しません。
 - ・ 虐待が疑われる事例については、地域包括支援センターへ事前に相談していることが前提となります。
- ④ 同居の家族に精神疾患等を疑うような状況があり、援助が期待できないとき
 - ・ 診断は受けていないが、会話等から精神疾患が疑われ、なおかつ援助が期待できない場合等。
- ⑤ 長時間にわたり日中独居になるとき
 - ア) 同居家族が就労していて、長時間の日中独居、または出張で不在になるため独居の状態になる場合

イ) 就労状況により必要な支援が受けられない場合

例)「深夜勤の仕事で日中は家で休息をとらなければならない」

「日中勤務だが残業が多く帰宅が〇時と遅い」等。

※単に日中不在や出張で不在という理由のみでもって算定することは認められません。どの時間帯（期間）が独居状態になるのか確認し、独居になる時間帯においてサービスを行わなければならない支援内容なのか、家族等が在宅中にできる支援内容ではないか等、十分に検討して頂く必要があります。

⑥その他やむを得ない事情があると判断したとき

※上記具体例のような場合であっても本人ができること、できそうなこと、同居家族ができること、別居家族ができること及びインフォーマルサービスで対応できることを十分アセスメントしたうえで、訪問型サービスでの利用の必要性の有無を検討し、必要と判断した場合、必要な支援の内容と必要量についても検討し、決定する必要があります。

※判断に迷う場合は、導入前に利用者の住所地を担当する地域包括支援センターへ事前に相談を行ってください。

4. 生活援助確認書の提出について

アセスメントの結果、生活援助を導入の必要があると判断した場合は、サービス導入前に「総合事業利用者における同居家族のいる場合の生活援助確認書（様式第1号）」（以下「生活援助確認書」という。）等、必要書類を地域包括支援センターへ提出し、算定の可否を判断してもらう必要があります。

(1)生活援助確認書の提出が必要な時

① 新規で生活援助を導入する時

② 生活援助の内容を変更する時

（サービス提供時間の増、内容の変更、回数の増のいずれかに該当する場合）

③ 同居家族等生活実態が変わった時

④ 担当地域包括支援センターが変更になった場合

⑤ 6ヶ月以上、生活援助の給付実績がない場合

⑥ その他保険者が必要と認めた場合

(2)提出書類

・総合事業利用者における同居家族のいる場合の生活援助確認書（様式第1号）

【添付書類】

・ケアプラン

・サービス担当者会議録（または相当する支援経過記録）

- ・ サービス利用状況のわかる書類
- ・ その他介護支援専門員等が必要と判断した書類

(3)提出先

利用者の住所地を担当する地域包括支援センター

5. 導入にあたっての留意点

(1)同居家族が要介護等の認定を受けている場合で、本人だけでなくその要介護認定を受けている同居家族に対しても必要な生活援助である場合、本人と当該同居家族においてサービスが適切に按分されているか。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）」において、「複数の要介護者（要支援者）が同一時間帯に生活援助を利用する場合、全員のケアプランに位置付ける必要があり、その場合、要介護者（要支援者）間で適宜所要時間を振り分ける。」とされており、原則、按分する必要があります。

しかしながら、以下に該当する場合について、総合事業において、生活援助を利用する場合に限り按分を不要とします。

- ① 利用者と一緒に掃除等を行うことが可能と判断でき、サービス内容が「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の身体介護「1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）」に該当する場合(老計第10号一部改正)
- ② 同居家族が要支援認定を受けているが、ケアプラン作成時点で居宅届を出しておらず、今後もサービス利用予定がない場合
- ③ 同居家族が要介護認定等を受けているが、当該同居家族が入院中等サービス利用の目的が立たない場合

※同居家族の生活実態及び生活状況が変化した場合については、モニタリングの際に改めて按分を実施すること。

(2)算定可能な期間について

算定可能と認めたケアプランについて、平成30年4月以降は、原則算定可能期間を設けていません。しかし、以下のいずれかに該当する場合はその時点で算定可能期間を終了とします。引き続き生活援助が必要と判断した場合は、再度生活援助確認書の

提出が必要となります。

- ① サービス提供時間の増、サービス回数の増、サービス内容の変更のいずれかを行う場合（いずれも一時的（4週未満）な変更の場合を除く。）
- ② **同居家族等生活実態及び生活状況が変わった場合**
- ③ 担当の地域包括支援センターが変更になった場合
- ④ 6ヶ月以上、生活援助の給付実績がない場合
- ⑤ その他保険者が必要と認めた場合

6. 結果通知

地域包括支援センターへ生活援助確認書を提出後、チャージんじゅう課への合議が終了した日から7日以内に結果を事業者あてに通知します。

参考資料

- ・平成12年3月1日老企第36号
「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
- ・平成12年3月17日老計第10号、平成30年3月30日老振発0330第2号一部改正
「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」
- ・平成12年11月16日老振第76号
「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱いについて」
- ・平成21年12月25日老振発1224第1号
「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取り扱いについて」
- ・那覇市給付G発出
「同居家族がいる場合の生活援助の取扱いについて」

生活援助確認フローチャート

